

認証取得者への通知

連絡事項

水協発第291号
令和4年5月25日

認証取得者様

公益社団法人 日本水道協会
理事長 吉田 永

再発防止対策の実施について(依頼)

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、本協会会務につきまして種々ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年度、本協会にて認証登録している水道用資機材等(表層用材料)において、認証取得者による不適切行為が発覚いたしました。

これを受けて、本協会では、業務調査、要因分析及び再発防止対策の検討を認証制度運営委員会及び認証審査委員会において行っております。

この度、各委員会での審議を経て、再発防止対策を下記のとおり実施することが決定いたしました。

つきましては、内容をご確認の上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、本年度中に本再発防止対策に関連した本協会品質システム文書の改正を予定しており、改正後、再度文書等によりお知らせいたします。

記

- 1 再発防止対策の内容
別紙1「再発防止対策について」をご確認ください。
- 2 再発防止対策の実施時期
令和4年6月1日(水)
- 3 今後のスケジュール
別紙2「神東塗料(株)の不適切行為に関する再発防止対策について(お知らせ)」
をご確認ください。

担 当：品質認証センター品質管理課 山形、波田野

T e l : 03-3264-2736

mail : center@jwwa.or.jp

大阪支所品質管理課 豊島

T e l : 06-6655-1920

再発防止対策について

水道用資機材等(表層用材料)に関する認証申込み(新規認証登録の申込み及び認証登録の変更申込み)、工場調査及び物性並びに浸出試験における審査等について、下記のとおり提出書類、審査方法及び調査方法を変更いたします。

記

1 認証申込みに関する対応について

(1) 組成表及び安全データシートの提出

認証申込みにおいて、製品が日本水道協会規格等に定める原料で製造されていることを確認するため、以下①及び②を提出する。

- ① 各原料の商品名(製品名)及び製造業者名が明記された組成表(様式-4-10)

※別添「組成表(記入例)」を参照。

- ② CAS登録番号が確認できる安全データシート(SDS)

※安全データシートにおいて、認証取得者や原料購入先の機密情報が含まれる場合には、必要に応じて本協会と「原料の機密情報の保持に関する契約書」を取り交わすことができる。

(2) 組成表の取り扱い

- ① 品質認証センター(以下、「センター」という。)は、組成表を原料の確認後、認証印を押印し、返却する。

- ② センターは、認証申込みに伴う試験立会時に、製造記録と組成表(認証印を押印済み)を用いて、原料の変更などを確認する。

(3) 浸出試験用試験片の作成方法について

認証申込みに伴う浸出試験用試験片の作成は、以下の①又は②を選択し、実施する。

- ① 一般財団法人日本塗料検査協会(以下、「日塗検」という。)に依頼する。

※日塗検で対応可能な塗料

ア JWWA K 135(水道用液状エポキシ樹脂塗料)

イ JWWA K 139(水道用ダクティル铸铁管合成樹脂塗料)

ウ JWWA K 157(水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料)附属書E長寿命形手塗り用

- ② 貴社品質確認実施工場で作成する。

センターがガラス板への塗装作業、恒温恒湿槽へのセット、加温槽への移し替え、加温槽からの取り出し及び塗装厚さの確認を各時点で立ち会う。

なお、立ち会いが困難な場合は、以下のア又はイを選択し、実施する。

ア 品質確認実施工場において、試験片の作成に関わる作業を動画撮影し、センターに提出する。また、データロガーを用いて温度や時間を記録し、センターに提出する。

イ ウェアラブルカメラやネットワークカメラを活用し、ガラス板への塗装作業、恒温恒湿槽へのセット、加温槽への移し替え、加温槽からの取り出し及び塗装厚さの確認を、遠隔臨場により実施する。

(4) 認証申込みに伴う浸出試験用試験片の作成に係る費用について

① 日塗検に依頼する((3)-①)場合

日塗検の定めに基づくものとする。

② 貴社品質確認実施工場で作成する((3)-②)場合

上記(3)で定める浸出試験用試験片の作成の確認に係る費用は、認証に係る費用規則(JWWA-H108)(以下、「費用規則」という。)別表1に定める一回最低保証検査手数料を適用する。

また、ガラス板への塗装作業、恒温恒湿槽へのセット、加温槽への移し替え、加温槽からの取り出し及び塗装厚さを各時点で立ち会い確認する場合には、各立ち会いにおいて一回最低保証検査手数料を適用する。

なお、同時に性能試験を実施した場合は、費用規則第3条第10項を適用する。

(5) 認証申込みに伴う浸出試験の実施方法について

浸出試験項目は、水道施設の技術的基準を定める省令第1条第17号ハで定める別表第2の全項目及び日本水道協会規格等に定める項目を実施する。

2 工場調査に関する対応について

(1) 監視体制の構築

認証取得者は、不適切な行為が行われないよう監視体制(内部監査の実施等)を構築する。また、センターは、工場調査時に監視体制を確認する。

(2) コンプライアンスの順守

認証取得者は、コンプライアンス(法令・社内規定遵守)に関する規程等を定める。また、センターは、工場調査時にコンプライアンスに関する規程等を確認する。

(3) 試料採取の選定

① 試料採取立会

定期工場調査に伴う性能試験は、過去に浸出試験を実施していない型式を優先的に試料採取して実施する。

② 資材管理

センターは、使用原料が、日本水道協会規格等に定めるものか確認する。

3 誓約書の提出

認証契約の締結及び更新時に、不適切な行為を行わないこと等を明記した誓約書(製造・技術・品質保証など複数部署の確認を経て決裁された文書)(様式-4-11)を提出する。

なお、当該年度中に誓約書が提出されない場合には、認証契約の更新は行わない。

公益社団法人 日本水道協会
品質認証センター長 様

認証取得者名
住 所
代表者名
又は責任者名

印

組成表

該当する規格番号	
型式名	

規格に規定する原料	商品名	原料の製造業者名	配合比(%)
合計			100

※配合比は任意

本申込書の連絡担当者
会社名
所在地：〒
所属：
氏名：
TEL：
MAIL：

公益社団法人 日本水道協会
品質認証センター長 様

認証取得者名
住 所
代表者名
又は責任者名

印

組成表(記入例)

該当する規格番号	JWWA K 139
型式名	スイキョウコートZ#7777・一液

規格に規定する原料	商品名	原料の製造業者名	配合比(%)
樹脂	エピクロヒドリンとビスフェノールAとの反応生成物からなるエポキシ樹脂	AA	〇〇(株)・●●(株)
樹脂	酢酸ビニル又はブタンエンを含むアクリレート若しくはメタクリレート共重合体	BB	(株)〇〇
樹脂	シクロペンタジエン樹脂	CC	●●(株)
顔料	カーボンブラック	DD	(株)●●
顔料	硫酸バリウム	FF	(株)〇〇
顔料	タルク	GG	(株)△△
顔料	カオリンクレー	HH	△△(株)
添加剤	アマイドワックス	II	(株)▲▲
添加剤	ジメチルポリシロキサン	JJ	▲▲(株)
添加剤	酸化ポリエチレン	KK	□□(株)
溶剤	キシレン	LL	〇〇(株)
溶剤	トルエン	MM	〇〇(株)
溶剤	メチルイソブチルケトン	NN	〇〇(株)
溶剤	酢酸ブチル	OO	〇〇(株)
合計			100

※配合比は任意

本申込書の連絡担当者

会社名
所在地 : 〒
所属 :
氏名 :
TEL :
MAIL :

年 月 日

誓 約 書

公益社団法人日本水道協会 理事長 様

当社は、公益社団法人日本水道協会が行う品質認証の登録に当たり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

また、下記の事項に反する行為が認められた場合には、認証基本契約書に記載されている契約解除等の措置を講じられても異議はありません。

記

- 1 品質認証マーク使用許諾等に係る認証基本契約書の遵守
- 2 公益社団法人日本水道協会が定める認証スキーム、規則、要綱及び手順書等の品質システム文書の遵守

会 社 名 : _____

代表者名 : _____ 印

設計部門責任者名 : _____ 印

製造部門責任者名 : _____ 印

品質管理部門責任者名 : _____ 印

神東塗料(株)の不適切行為に関する再発防止対策について(お知らせ)

本協会では、神東塗料(株)の認証品塗料に対する不適切行為を受け、同様の事案を防止するため、認証審査委員会及び認証制度運営委員会において再発防止対策の検討を進めています。

この再発防止対策は、早期対策(令和4年6月実施)、短期対策(令和5年4月実施予定)、中期対策(令和6年度以降実施予定)に分類し段階的に実施していきます。

この再発防止対策のうち、早期対策について、次のとおり実施しますのでお知らせします。

なお、短期及び中期対策については、実施に向けた検討を引き続き進め、決定後、随時、公表して参ります。

◇ 早期対策

1 具体的な内容

(1) 組成表等による日本水道協会規格等との照合

認証申込み時に、塗料の組成表及び原料の安全データシートの提出を求め、提出書類と日本水道協会規格等の照合を行う。また、立会時に提出書類と製造記録の照合を行う。

(2) 厚生労働省令に定められている全項目の浸出試験の実施

認証申込み時に、「水道施設の技術的基準を定める省令第一条第十七号ハ」に定められている別表第二の全項目及び日本水道協会規格等に定める項目の浸出試験を行う。

(3) 浸出試験用試験片の作成における監視強化

認証申込みに伴う性能試験において、浸出試験用試験片の作成の監視を強化する。

(4) 浸出試験の試料選定方法の見直し

定期工場調査時において、過去、浸出試験を行っていない型式を優先して試料採取する。

(5) 誓約書の提出

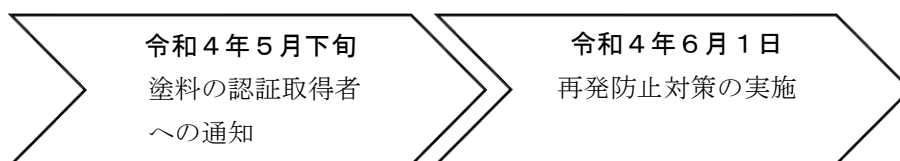
認証契約の締結及び更新時に、不適切行為を行わないこと等を明記した誓約書の提出を義務付ける。

(6) 工場調査時におけるコンプライアンス体制などの確認項目を強化

2 実施時期

令和4年6月1日(水)

3 スケジュール



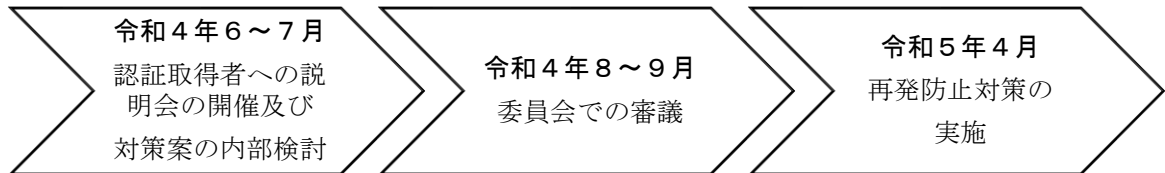
【参考】

◇ 短期対策(令和5年4月実施予定)《案》

1 検討内容

- (1) 組成表(配合比含む)及び安全データシートによる照合(新規・変更申込時)
- (2) 既登録品の組成表(配合比含む)及び安全データシートによる照合(既認証登録品)
- (3) 厚生労働省令に定められている全項目の浸出試験の実施(既認証登録品)
- (4) 浸出試験用試験片の作成における監視強化(定期工場調査時)
- (5) 既認証登録品に対するサンプリングのローテーション変更(定期工場調査時)

2 スケジュール



◇ 中期対策(令和6年度以降実施予定)《案》

1 検討内容

- (1) 日本水道協会規格の見直し(試験片の作成方法等の検討)
- (2) 塗料の試買検査

2 スケジュール

